

全建労発第 58 号
令和 7 年 2 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔 公 印 省 略 〕

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入について」及び
「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について
の一部改正について（周知依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、建設業退職金共済制度（以下、建退共制度）については、電子申請方式の導入等は「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和 3 年 3 月 30 日付雇均発第 0330 第 4 号・国不建整第 184 号。以下、導入通知）等により周知及び活用促進等が図られ、運用は「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和 3 年 3 月 30 日付雇均勤発 0330 第 1 号・国不建整第 186 号。以下、運用通知）にて定められております。

こうした中、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）による建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正等に基づき、令和 6 年 12 月 13 日に公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきことが位置づけられたところです。

これを踏まえ、電子申請方式の活用を促進する観点から、導入通知、運用通知について改正を行ったため、改正内容及び電子申請方式の積極的活用について周知するよう国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、国土交通省にて、地方公共団体、各府省庁等及び主な民間発注団体に対しても周知を行っている旨を申し添えさせていただきます。

以上

担当：労働部 古田・菅原